

## 個人情報保護委員会（第41回）議事概要

- 1 日時：平成29年7月4日（火）10：30～12：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、丹野委員、加藤委員、  
宮井委員  
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、小川参事官
- 4 議事の概要

議題：日EU間の相互の円滑な個人データ移転について

冒頭、其田事務局長から、出張中の熊澤委員に代わり、7月3日に行われた熊澤委員とヨーロッパ欧州委員との会談において、①日EU間の相互の円滑な個人データ移転を実現するための方法は、相互認証（我が国の個人情報保護法第24条及びEU側の十分性認定）であり、来年の早い時期に成果を出すことを目標にお互い努力していくこと、②今までの個人情報保護委員会と欧州委員会司法総局との対話の中で、日EUの制度には多くの共通点が見つかったが、一方で相違点もあるため、今後も対話を続け、互いの議論を深めていくこと、及び③秋頃に再び委員同士で会って論点を絞っていくことの3点が確認されたことについて報告を行った。

引き続き、事務局から、資料に基づき説明を行った。

嶋田委員から「今回の日EU間の相互の円滑な個人データ移転についての具体的方策やスケジュールについて確認できたことは非常に有意義。明らかになってきた制度の相違点にいかに橋をかけていくかについては、グローバルスタンダードや企業のビジネス実態に考慮しつつ、戦略的に議論をしていく必要がある」という旨の発言があった。

また、堀部委員長から「今回、相互認証について確認できたことは非常に有意義であり、またお互いに既存の制度を使って相互に認証を行うことは、極めて効率的かつ効果的であり、グローバルに見ても先進的で素晴らしい取組であるといえる。この相互認証に向けて、EUとは今後も引き続き精力的に対話を行っていきたい」という旨の発言があった。

以上